

会議案第 8 号

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める
意見書提出の件

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書を、
別紙のとおり提出する。

平成 23 年 9 月 9 日提出

芽室町議会議員	梅	津	伸	子
〃	西	尾	一	則
〃	齋	藤	幸	子
〃	岡	崎	榮	太郎

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める 意見書

現代社会における住民のくらしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえる。

従って、安全・安心に移動することは国民の基本的人権の一つであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割である。

平成22年6月22日に政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関については原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとしている。

地方運輸局は、御存知のとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先機関として都道府県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸に関わる行政を行っている。

こうした中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関わっては、東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員とともに、本省(国土交通省)と一体となって被災地支援・復興に向け全力で取り組んでいる。

今回の大震災に見られるように、国民の生命を守り、くらしの安心と安全を確保することは国の責任であり、同時に、国と地方のそれぞれが責任を持ち役割を果たすことによって、国民の生命と人権を守ることが出来るものと考えられる。

行政を何処が担うか考える時、住民の安全・安心なくらしにとって相応しいのは何処なのかが重要な視点となる。

大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論はないものの、自治体の区域を越えて移動する自動車、鉄道、船舶等を対象とする行政にあっては、地方自治体が行うよりも国の方が効率的、効果的に担えるのは明らかと言える。

そもそも、交通運輸行政は地方と国の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が

一体となって行政を実施することは勿論、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要と言える。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 震災復興と被災地対策を始め、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任を持って直接実施すること。
- 2 住民のための交通運輸行政を確保するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
- 3 広大な北海道の交通・運輸行政を充実させるために、運輸支局を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月9日

北海道芽室町議会議長 広瀬重雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

財務大臣

総務大臣